

信頼される教職員であり続けるために

～不祥事防止に向けて～

すべての子どもたちの笑顔のために

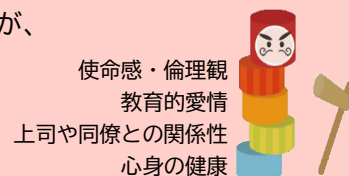


不祥事はなくさなければなりません。私たち教職員は子どもたちの未来に深く関わっています。教師としての「使命感」と「責任感」を強くもつとともに、不祥事についても、**当事者意識**をもち「**自分には関係ない**」と**過信**してはなりません。愛知の教職員としての「誇り」をもって子どもたちと共に歩みましょう。

愛知県教育委員会

1 不祥事防止に向けた「意識改革」！！ ～「当事者意識」を強くもつ～

- 不祥事は「自分に関係ない」「自分は不祥事を起こさない」等の誤った考え、自己中心的な考えによって起こる。
- 「きっかけ」は身近なところに潜んでおり、「このくらいなら・・・」という甘い気持ちが、取り返しのつかない事態を招く。
- 不祥事を起こさないために自分ならどうするか、職場で不祥事を起こさせないためにどのようなことができるのか、常に「当事者意識」をもって考える。

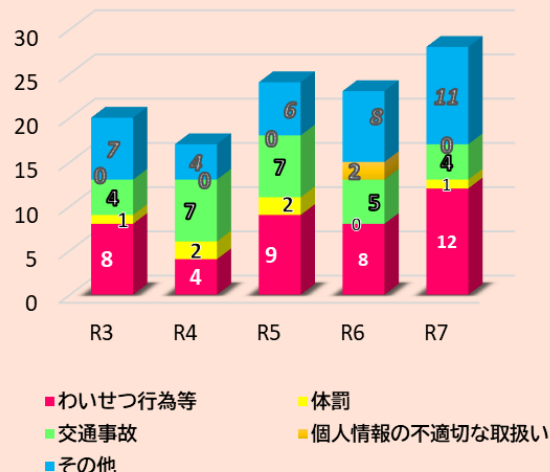


2 愛知県の懲戒処分状況（過去5年間）

過去5年間の愛知県の公立学校教職員（名古屋市・事務職員を除く）の懲戒処分者数の推移は、グラフのとおりです。

特に、SNS等で私的な連絡を取り合うことを発端とした自校生徒へのわいせつ行為、窃盗や重大な交通法規違反による懲戒処分が依然として多く見られます。他にも懲戒処分にはなっていませんが、訓告や厳重注意としているケースも多くあります。

児童・生徒を傷つける行為、また、教師としての信頼を損なう行為は、『いかなる状況であっても絶対に許されない』ということを強く意識することが必要です。



3 「SNSのやりとり」や「心のスキ」が、不祥事の入口となる

きっかけ		心のスキ	処分対象事由
悩み相談に対応している中で、生徒からSNSのIDを教えてほしいと言われた。 生徒の表情が暗く、心配であったため、IDを交換した。		悩み相談だけでなく、個人的な内容をやり取りするようになった。学校外でも個人的に会うようになった。	個人的な交際が始まり、ホテルで性交を繰り返した。
県有備品の情報機器を自宅で作業するため、無断で自宅へ持ち出し、使用した。		無断で自宅へ持ち出す回数が増えた。誰からも指摘を受けなかったため、自宅で長期間保管し、自分のものとして使用した。	性能が良い情報機器が手に入ったため、県有備品は不要になった。しかし、職場に戻さなくても誰も気がつかないだろうと思い、売却し利益を得た。
仕事でトラブルがあり、気持ちが非常に沈んでいた。ストレスもたまっており、多量のお酒を飲んだ。		翌朝、少し具合が悪かったが、睡眠時間も十分にとったので、大丈夫であろうと過信し、自家用車で出勤しようとした。	昨夜のアルコールが残った状態で車を運転した。さらに、通勤途中に出合い頭の衝突事故を起こした。

懲戒免職

4 「思い込み」や「余裕のなさ」が、児童生徒を深く傷つける体罰につながる

きっかけ	結果
生徒が指導に従わなかった。	スマートフォンの使用を禁じられた時間にスマートフォンを使用して複数の生徒を指導する際、生徒の頭部、頬を拳で複数回殴り、頭部に皮下血腫の怪我を負わせた。さらに、他の生徒の頭部をスマートフォンで小突いた。
授業中、児童が答えを間違えた。	答えを間違えた児童の後頭部をつかみ、額を黒板に打ち付けた。別の児童には、頭を定規で殴った。他にも多くの児童に体罰を繰り返した。被害児童の中には、通学を嫌がったり、心療内科で受診したりする者も生じた。



5 もし、自分が不祥事を起こしてしまったら

◆不祥事が及ぼす多大な影響を想像してみてください◆



<本人>

- ・懲戒免職となり**失職**。教員免許失効、退職金不支給、再就職困難となり生計が苦しくなった。
- ・家族、親戚の信用を失い、**家庭での居場所を失った**。
- ・被害者の物的・精神的損害の補償として、**多額の慰謝料等の支払いが続く**ことになった。



<加害者家族・親戚>

- ・**自宅や家族の勤務先へ非難や嫌がらせの電話が入り**、精神的に病んでしまった。
- ・**誹謗中傷**を受け、外出が困難になった。
- ・**周囲の目**が気になり、逃れるため転居せざるを得なかった。



<学校・同僚>

- ・保護者や報道機関等の対応に追われ、**学校の信用は著しく失われた**。
- ・一部の児童生徒が素直に**指導を受け入れなくなり、反抗的になった**。
- ・懲戒処分となった職員の仕事を、他の職員で補うため**多忙を極めた**。



<被害者・保護者>

- ・学校で会うかも知れないと不安になり**不登校になった**。
- ・教員及び周囲の大人たちを信用できなくなり、**すべてを疑う**ようになった。
- ・**事件当時のことを思い出して**、体調を崩すことが多くなった。
- ・苦しんでいる子どもの気持ちを考えると、**親としてどうしても許せない**。



- ◆ **学校は、不祥事が起こりやすい環境にあること**を認識しておく必要があります。教員は児童生徒に対して、**権威的な立場**であることを自覚し、思い込みや感情的な指導にならないように心がけましょう。
- ◆ **SNSやスマートフォンでの私的なやりとりは、「わいせつ行為」につながると強く意識しましょう。**
- ◆ 児童生徒の**人権**についても常に意識し、**冷静な対応を心掛ける**ことが肝要です。特に「体罰」は、教員が自身の感情に任せて暴行を振るう**身勝手極まりない行為**です。指導力の欠如が招くものであり、多様な児童生徒に対する高い指導力を身に付けるとともに、必ず**組織で指導すること**を心がけましょう。

6 ケースメソッド ～次の事例について「話し合っ」てみましょう

- ・この不祥事が起きたことによって、児童・生徒、家族、同僚、保護者・地域に対してどのような影響がありますか。
- ・この不祥事が起きた「原因」は何だと思いませんか。
- ・この不祥事を未然に防ぐために、あなたなら「どの段階で」「どのような行動」をしますか。

事例1

A教諭は英作文の指導を得意としており、授業後にも生徒の質問等に丁寧に対応するため、多くの生徒から信頼されていた。生徒Bは、目標とする大学への進路実現を目指し、毎日のようにA教諭のもとに通い、英作文の添削指導を受けていた。生徒Bは家庭の事情のことで悩んでおり、そのこともA教諭に相談するようになっていった。あるとき、生徒Bの腕にリストカットの跡があることに気づいたA教諭がそのことを尋ねると、生徒BからSNSで悩みの相談にのってほしいと懇願され、やむを得ず了承した。深刻な悩みを聞くうちに、生徒Bを救えるのは自分しかないと考えようになり、徐々にお互いに恋愛感情が芽生えていった。休日には、A教諭の車の中で会うようになり、車の中で抱き合ったりキスをしたりした。ある日、生徒Bは、A教諭との関係について友人の生徒Cに話した。二人の関係を心配した生徒Cが担任の先生に相談したことで、A教諭の**わいせつ行為**が発覚した。

事例2

D教諭は勤務する学校から、自家用車を運転して帰宅途中であった。運転中に助手席に置いてあったスマートフォンの着信音が鳴り、スマートフォンの画面を確認した。スマートフォンの画面に気を取られ、前を走行中の自動車との車間が近すぎることに気が付かず衝突した。D教諭はすぐに警察に連絡し、実況見分を行った。D教諭・被害者ともにけがはなく物損事故となったため、D教諭は管理職にすぐに報告をしなかった。

D教諭は、ながら運転により交通の危険を生じさせたことで30日間の免許停止となった。車で通勤していないことに気が付いた同僚がD教諭に聞いたところ、D教諭のながら運転による**交通事故**が発覚した。

不祥事防止チェックシート

A: そうである B: どちらかというそうである C: どちらかというそうではない D: そうではない

【不祥事全般】	
愛知県教育委員会の懲戒処分の基準や公表基準の内容について理解している。	A B C D
風通しの良い職場づくりを心掛け、職場全体で不祥事防止に取り組んでいる。	A B C D
勤務時間外であっても、自らの行動が公教育に対する信用に影響を与える可能性を認識している。	A B C D
不祥事を起こしたとき、児童生徒、保護者、家族、同僚、地域の人々に深刻な影響を与えることを理解している。	A B C D
不正や不祥事を知ったときは、隠すことなく、速やかに管理職に報告する等、適切に対応している。	A B C D
不祥事を他人事と捉えず、自分にも起こり得るものだ捉え、当事者意識をもつように努めている。	A B C D
ストレスを溜め込まないようにしたり、解消したりするように努めている。	A B C D
家族や同僚と積極的にコミュニケーションを図るようにしている。	A B C D
【交通事故・交通違反、飲酒運転】	
法定速度を遵守するとともに交通事故を起こさないよう常に緊張感をもって運転をしている。	A B C D
自動車等運転中の「ながら運転」や「脇見運転」をしていない。	A B C D
事故の際には、警察、管理職へ連絡することや被害者の救護などを行う必要があることを理解している。	A B C D
酒酔い・酒気帯び運転は、懲戒免職となることを理解している。	A B C D
【わいせつ行為、児童生徒等とのSNS等のやりとり】	
児童生徒がわいせつ行為を受けた場合、嫌でも断れないなど、意思表示ができないことを理解している。	A B C D
児童生徒とSNS等で私的なやりとりをしていない。	A B C D
個室や学校外で、児童生徒と二人きりで面談等を行ったり、自家用車に乗せたりすることはない。	A B C D
児童生徒を指導するとき、児童生徒の頭、肩、腕など身体に触れないようにしている。	A B C D
校務において撮影された児童生徒の写真、映像等を、個人で使用したり、校外へ持ち出したりしていない。	A B C D
児童生徒から相談があった際には、管理職や同僚に報告・連絡・相談をし、複数での対応や指導を行っている。	A B C D
法令等(児童ポルノ禁止法等)に示された、わいせつな行為の内容と罰則について理解している。	A B C D
【体罰】	
体罰は、児童生徒の人権を侵害する許されざる行為であることを認識している。	A B C D
児童生徒を個別に指導するときは、複数の教員で対応するようにしている。	A B C D
児童生徒を指導するときは、学年又は学校全体で組織的に指導にあたっている。	A B C D
児童生徒に対し、一方的な指導を行うのではなく、意見をしっかりと聞くようにしている。	A B C D
【ハラスメント】	
セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等について問題意識をもち、正しく理解した言動をしている。	A B C D
同僚に対して感情的な発言をしたり、大勢の前で非難したりしていない。	A B C D
同僚に対して飲み会の参加を強制したり、業務とは関係ない個人的な雑用をさせたりしていない。	A B C D
【個人情報の紛失等】	
取り扱う個人情報を最小限にする工夫をし、どこに、何を、どの記録媒体に保存・保管しているか把握している。	A B C D
個人情報が記録された資料などを机上等にそのまま放置せず、不要となった個人情報は、適切に廃棄している。	A B C D
個人情報を含むファイルを、一時的とはいえ、生徒がアクセス可能なフォルダ内に放置していない。	A B C D
管理職の許可を得て持ち出した個人情報であっても、一時的とはいえ、車内等に放置していない。	A B C D
【その他】	
学年・学級費、部活動費、教材費等を個人的なお金として一時的に立て替えに使ったりしていない。	A B C D
選挙運動に関わったり、政治的行為の制限に抵触したりするようなことはしていない。	A B C D
扶養手当、住居手当、通勤手当等の各種手当について、速やかに正しく手続きを行うよう心掛けている。	A B C D
公務員には職務専念義務があり、いわゆる「副業」については、原則認められないことを理解している。	A B C D
兼職・兼業や営利企業従事等の許可の申請が必要な事例について正しく理解している。	A B C D